

## 共通受入基準

(別表1)

次の事項に該当する廃棄物は、受入できないこと。

- ① 次のいずれかのもの及びそれらが付着し、又は封入されているもの。
  - ア アスベスト廃棄物
  - イ 水銀廃棄物
  - ウ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
  - エ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
  - オ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物
- ② 著しい発色性を有するもの。
- ③ 著しい発泡性を有するもの。
- ④ 著しい還元性を有するもの。
- ⑤ 飛散するおそれのあるもの。
- ⑥ 水面に浮遊するおそれのあるもの。
- ⑦ 悪臭を発するもの、又は、そのおそれのあるもの。
- ⑧ 油分を含むもの。
- ⑨ 環境保全、埋立作業等に支障をきたすおそれがある場合、又は好ましくないと公社が判定したもの。